

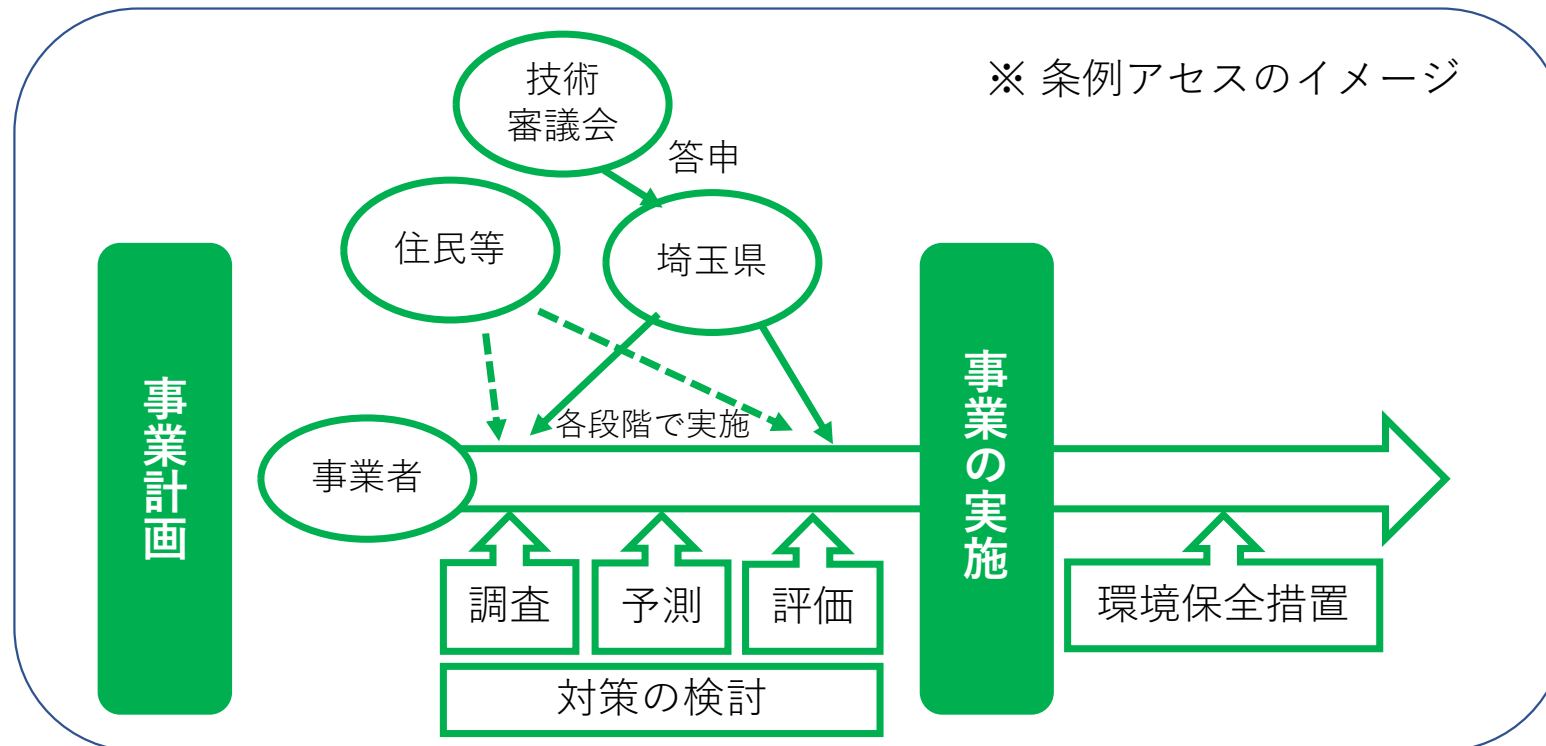
環境アセスメント制度の概要

目次

- 1 環境アセスメント（環境影響評価）とは
- 2 法アセス・戦略アセスについて
- 3 条例アセスについて
- 4 埼玉県環境影響評価技術審議会の役割
- 5 令和8年度の条例アセスに基づく審議会開催予定

1 環境アセスメント（環境影響評価）とは

環境に影響を与える可能性がある大規模な開発事業等を実施しようとする場合に、その事業による環境への影響を**あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表し住民等の意見を踏まえ、事業計画に反映させる**ことで、**環境の保全の観点からよりよい事業計画**を作り上げていく制度



※ 主体は、事業を実施する事業者自らであり、**事業の中止や見直しを求めるものではありません。**

2 法アセス・戦略アセスについて

条例アセス以外で、審議会に関係するアセスメント制度については以下のとおり。制度の各段階において、ご意見を伺います（全体会や小委員会の開催）。

①法アセス（環境影響評価法）

法に基づき、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行う制度。条例アセスよりさらに大規模な開発事業などが対象になっている（例 土地区画整理事業:75ha以上）。

②戦略アセス（埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱）

事業の計画立案段階において、社会経済面の効果や環境面の影響を調査・予測・評価し、その内容を公開し、幅広く環境配慮のあり方を検討するもの。

（条例アセスの調査計画書段階よりさらに以前の段階での環境アセスに該当）

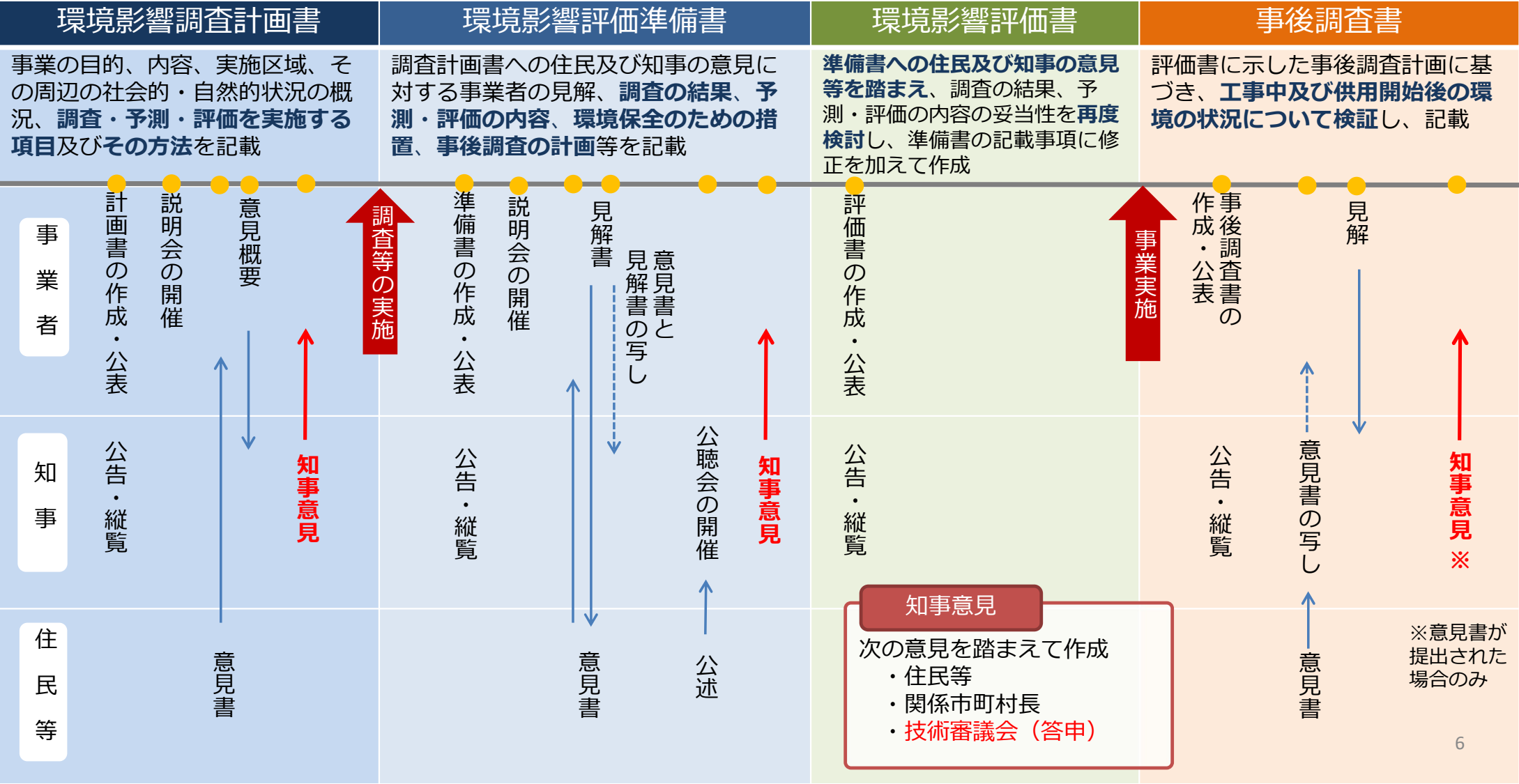
3 条例アセスについて

埼玉県環境影響評価条例（平成7年8月施行）に基づき実施されている環境アセス（条例アセス）のうち、申請が多い事業については以下のとおり

対象事業の区分	対象事業の要件等	具体例
廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更	処理能力が200t/日以上のごみ処理施設 排出ガス量が40,000Nm ³ /時以上 または 排出水量が5,000m ³ /日以上 の産業廃棄物中間処理施設	市町村の焼却施設 （一般廃棄物処理施設）の設置 民間の産業廃棄物処分業者の焼却施設 （産業廃棄物処理施設）の設置
土地区画整理事業	施行区域の面積が50ha以上 （工業団地の造成等が含まれる場合には 20ha以上となる場合あり）	高速道路 I C 周辺地区における土地区 画整理事業

※ その他の対象事業（全20事業）については県ホームページに掲載したリーフレットを参照ください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/index.html>)

3 条例アセスについて



4 埼玉県環境影響評価技術審議会

埼玉県の附属機関であり、埼玉県知事の諮問に応じ、**環境影響評価に関する技術上の重要事項**を調査審議する。

各手続に関し次のように審議会等（主にオンライン会議）が開催され、図書の内容について、「**埼玉県環境影響評価技術指針**」を踏まえ、**科学的・技術的観点から**審議が行われる。

- 1 調査計画書手続：**小委員会**
- 2 準備書手続：**小委員会** + **全体会**（希望する委員のみ現地訪問）
- 3 評価書手続：なし
- 4 事後調査書手続：住民意見が提出された場合のみ、**小委員会**

※ 小委員会 事案毎に関係する委員で構成される専門の委員会（6～9名程度）で、通常2回程度開催

※ 全体会 全委員が参加する審議会

5 令和8年度の条例アセスに基づく審議会開催予定

